平成２７年（フ）第５２号
長野県塩尻市大字塩尻町357番地６　リンピアパルテール301
債務者　小林　　正
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１１３号
兵庫県西宮市武庫川町５番20―201号、前住所兵庫県西宮市高畑町１番25―105号
債務者　安田　宗弘
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３４号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目15番19号
債務者　佐々木三奈
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６０号
佐賀市諸富町大字徳富1171番地
債務者　吉武　　章
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
佐賀県伊万里市二里町中里乙1181番地１
債務者　池田マリコ
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２２号
佐賀県伊万里市松浦町山形5830番地１
債務者　久保田道子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３１号
佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3289番地37
債務者　小島　　恵
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１０６号
大分県津久見市大字津久見4269番地の１
債務者　清田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８号
大分市大字猪野957番地の３　ブルースカイワン明野305
債務者　三宅希代美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
宮城県大崎市古川旭３丁目１番２―1101号
債務者　大友まゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
石川県能美市粟生町ヘ174番地１　県営粟生住宅１―302号
債務者　田中　樹美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第３５号
兵庫県伊丹市稲野町１丁目75番地１　コーポワタナベ201号、前住所兵庫県三田市つつじが丘南１丁目14番地11
債務者　木村　政治
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
兵庫県伊丹市東野１丁目25番地　303号
債務者　北洞　征明
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
兵庫県伊丹市野間３丁目８番２号　セジュール若宮103号
債務者　山際　浩司
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
兵庫県宝塚市福井町25番10号　リバーサイド逆瀬川302号、前住所兵庫県宝塚市鹿塩１丁目16番１―502号
債務者　山縣　一夫
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1443号、前住所大阪府泉佐野市高松東１丁目８番13―207号
債務者　柳谷　紗穂
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５９号
兵庫県尼崎市大庄中通４丁目８番地　エクセレント大庄203号、前住所兵庫県尼崎市西難波町５丁目４番21―307号
債務者　吉田　紀行
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係